

平成27年度第1回愛知県教科用図書選定審議会 会議録（概要）

平成27年4月22日（水）

午後3時開始～午後4時30分終了
愛知県庁西庁舎9階 教育委員会室

1 出席委員氏名

1号委員	水野 明敏	十河 幸代	荒川 毅	大塚とよみ	西崎 慎也
	古山 陽子	藤本 優子			
2号委員	小宮 克裕	太田 武司	河合 礼子	篠田 恵	三浦 友久
	片山 裕之	壁谷 幹朗			
3号委員	船尾日出志	坂柳 恒夫	田尻 紀子	池田 滋幸	池田 和泉
	伊東さゆり				

2 欠席委員職氏名

なし

3 出席職員職氏名

愛知県教育委員会学習教育部長	竹下 裕隆
特別支援教育課長	吉田 伸一
義務教育課長	高田 和明
特別支援教育課主幹	北島 淳
義務教育課主幹	柵木 智幸
特別支援教育課課長補佐	畑中 丈彦
義務教育課課長補佐	浅野 薫史
特別支援教育課主査	伊藤 徹
義務教育課主査	村田 和典
義務教育課主査	崎下 謙二
特別支援教育課指導主事	神本 聰
義務教育課指導主事	山田 貞二

4 欠席職員職氏名

なし

5 会議に付した事項

- (1) 愛知県平成28年度使用義務教育諸学校教科用図書の採択基準（案）について
- (2) 平成27年度愛知県教科用図書選定審議会調査員（案）について
- (3) 平成28年度使用中学校教科用図書選定資料の調査研究にかかわる観点・着眼点（案）

について

6 議事の経過

(1) 愛知県平成28年度使用義務教育諸学校教科用図書の採択基準(案)について

・義務教育課長より説明

<質疑>

Q 十河委員

教科書採択については、昨年度、教科書の無償措置に関する法令が改正されたと把握しております。その中で、より公正で透明性のある採択が適切に行われることが重要であることはただいまの説明でよくわかりました。このことに関して採択基準(案)の基本的な方針の2に「教科書の選定及び採択に当たっては、公正を確保し、採択が適正に行われるよう特に配慮すること」という内容がありますが、県教育委員会として具体的にどんなことを配慮されるのかお聞かせいただきたいと思います。

A 義務教育課主査

採択にあたり十分な審議や調査研究を経ず、これまでの慣例のみによって選定されないように、採択手続きの適正化に努めるとともに、外部からの働きかけに左右されない静ひつな採択環境の確保について配慮が必要であると考えております。とりわけ、採択地区協議会委員や教科書調査員等においては、教科書発行者と利害関係のない者を選任することや、協議内容や調査研究の経過途中にある情報についての守秘義務を遵守すること等、採択の公正確保を徹底してまいりたいと考えております。

Q 太田委員

基本的な方針6の「市町村教育委員会は採択地区協議会の協議の結果に基づいて」とは、市町村教育委員会が採択地区協議会の結果を尊重すると読み取るのか、それとも、市町村教育委員会にも採択権限があるという状況において、最終的には多数決でいくのか、その点が読み取れないので教えてください。

Q 壁谷委員

採択地区協議会の結果を市町村に持ち帰って協議した結果、他の委員さんから反する意見が出たとき、最終的には市町村で決定していくことになるが、果たして多数決で決めていいのか疑問でした。こういうときはこうするといった具体的な基準を設けた方がよいと思います。実際にそういう基準を設けている地区があるのか、また、今までにそういう事態があったのか教えてください。

A 義務教育課長

ただ今の件は、八重山の採択地区でも議論されたところであり、いわゆるねじれの部分であり、これを解消するために無償措置法が改正されましたが、第13条5項に、「協議の結果に基づき、種目ごとに同一の教科用図書を採択しなければならない」とあります。この法

令に照らし合わせてこの基本方針が示されております。ご質問いただいた、採択地区協議会の協議結果と採択権者である市町村教育委員会の結果がずれた場合はどうなるかということは、今までずっと課題にされてきたところであります。従前は、再度、採択地区協議会で協議をするなどの話し合いをしていただきたいとして、進めてきたところがあります。このことについて今回は無償措置法が改正されたことにより、それぞれの採択地区の規約の中に明記することも必要であると国からも通知されているところです。県教育委員会としては、途中の協議内容もできるだけ市町村教育委員会に伝えながら、情報が共有できるように配慮しながらやっていただきたいということをお願いしているところです。また、これまでにそうしたそごが生じた事案はありませんが、今後、市町村教育委員会が子どもたちのために採択権者としてよりよい教科書を選んでいくという責任を負っているわけですので、市町村教育委員会でも教育委員さんに教科書を手にとりいただき、その意見を集約するような形で、採択地区協議会が開催されるように、配慮していただきたいと考えております。

Q 壁谷委員

そうしますと、事務局を担当する方々を義務教育課で集めていただいてそういう話をしていただけるということでしょうか。

A 義務教育課長

すでに、先日、教科書採択の事務局を担当される9地区の方にお集まりいただいて、説明をしたところです。それぞれの採択地区で協議会の規約について工夫をされていると伺っておりますが、その中で、同数になってしまったとき多数決を行うとかいった方法については、それぞれの地区において議論がされていると聞いております。

(船尾会長)

実際問題として、採択地区協議会と市町村教育委員会とが、そういったそごがおこらないようにやっていくことが求められていると考えてよろしいですか。

A 義務教育課長

9つの採択地区につきましては、その区割りには愛知県教育委員会の役割として位置付けられておりまして、子どもたちの置かれている自然的な条件とか地理的な条件さらには文化的な要素等を加味しながら地区を決めてきたところであります。それぞれの地区が子どもたちのために調査研究いただいているところがありますので、十分な調査研究をし、選定資料を整えた中で議論をいただければ、子どもたちにとってふさわしい教科書が一種選ばれるのではないかと考えております。

A 義務教育課課長補佐

先ほど太田委員が言われたように、採択の権限は市町村教育委員会にあります。法改正に伴い、「採択地区協議会の結果に基づき」という部分で、採択地区協議会の意見と市町村教育委員会の意見をどうリンクさせていくかという点が課題です。具体的には、昨年度の担当者会で、市町村教育委員会が権限をもっていますので、採択地区協議会に臨むにあたって事前に学習を

したり協議をしていただくことが一つの方法であると思います。そのために、それぞれの教育委員会に教科書が送られますので、採択地区協議会の中で、それぞれの市町村教育委員会の考えを反映させていけるのではないかと思います。

(船尾会長)

それでは、教科用図書採択基準（案）について、ただ今の案のとおり答申してよろしいですか。

「異議なし」

御異議がないようですので、原案のとおり可決しました。

(2) 平成27年度愛知県教科用図書選定審議会調査員（案）について

・義務教育課長より説明

Q 古山委員

特別支援学校の調査員についてですが、中学校の調査員の教科とは違った構成となっておりますが、この調査員についてはどのように選定されるのか教えてください。

A 特別支援教育課長

調査員25名のうち24名を、県内の特別支援学校から、指導的な立場で専門性の高い教員であり、かつ教科書発行者と利害関係のない方を各学校長より1名ずつ推薦していただいております。あとの1名は、名古屋市教育委員会指導室の指導主事の方をお願いしております。また、県教育委員会の5名については、3名は本課の指導主事、2名が愛知県総合教育センターの研究指導主事です。

(船尾会長)

それでは、愛知県教科用図書選定審議会調査員（案）について、事務局の提案のとおりとしてよろしいですか。

「異議なし」

御異議がないようですので、提案のとおり可決しました。

(3) 平成28年度使用中学校教科用図書選定資料の調査研究にかかわる観点・着眼点（案）について

・義務教育課長より説明

Q 西崎委員

社会科については、一昨年度、学習指導要領解説が改訂され、領土問題や震災関係の内容が加筆されました。このことを受けて、教科書検定が実施されて、教科書の内容も変わってきたと思われます。また、特集ページを設けて内容の充実を図ったり、写真などを大きく掲載したりと、教科書発行者の工夫がなされていることが新聞報道でも取り上げられておりました。

こうした教科書の特徴を適切にとらえて、選定資料にしっかりと記載していくことが大切であると考えますが、県の作成する選定資料には具体的にどのように反映されていくのか教えてください。

A 義務教育課主査

中学校学習指導要領解説の改訂を反映し、各教科書発行者とも領土問題や東日本大震災に関する記述は増えていると聞いております。この点については、現行教科書からの大きな変更点でありまして、各者の編集上の工夫を調査研究する必要があると考えております。しかしながら、領土問題に関する記述だけでなく、題材、分量、偏りのない記述等、資料に示したいくつかの着眼点から、編修趣意書も活用し、採択地区における選定のための協議に資するものを作成することが大切であると考えております。

さらに、今回の教科書においては、次期学習指導要領を見据えた「アクティブ・ラーニング」という指導法や全国学力・学習状況調査に対応した題材を盛り込んだところもあると報道されており、そうした教科書の特徴やよさに着目して調査研究していく必要があると考えております。

Q 小宮委員

社会科を地理、歴史、公民に分けて調査研究していく考えはないのでしょうか。

A 義務教育課長

社会科としての教科の観点は統一してありますが、地理的分野、歴史的分野、公民的分野とそれぞれ教科書の発行者数も違いますので、分野ごとに調査研究をし、それを1冊の選定資料にまとめるようにしていきたいと考えております。

Q 壁谷委員

選定の基本的な考え方一番下のところに、あいちの教育の基本理念に照らしてということがあります。愛知県に住む子どもたちの教科書ですので、もっともベースになる考え方かなと思います。そういった視点でいただいた資料の国語と社会をみえますと、それぞれあいちの教育の基本理念とその関連について各教科書がどういった視点で書かれているかがわかるかというかなと思います。実際に、あいちの教育に関するアクションプランと各教科の書き方をどういうふうにつなげればいかかといったところが極めて、選定委員にとっては難しいところかと思えます。

A 義務教育課課長補佐

「自らを高めること」「社会に役立つこと」という2つの視点ですが、これには、愛知の育てたい人間像ということで、4つほどあります。4つの育てたい人間像について、この教科書についてはこういう部分を色濃く出しているので、愛知の育てたい人間像に近づけるのではないかというように調査研究を進めてまいります。具体的には国語を見ていただきますと、生命の尊厳や生きることを考える教材が取り上げられているという点において、愛知の育てたい人間像に迫っていけるのではないかというように愛知の特徴を出していけたらと考えております。

(船尾会長)

それでは、観点・着眼点(案)について、事務局の提案のとおりとしてよろしいですか。

「異議なし」

御異議がないようですので、提案のとおり可決しました。